

広島県障害者自立支援協議会
「広島県障害者差別解消
支援地域協議会」
令和 2 年度報告

令和 3 年 3 月

もくじ

はじめに	1
第1 広島県による障害者差別解消法施行後の対応状況について	2
第2 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について	5
第3 県及び市町の障害者差別解消法相談窓口において対応した相談件数について	10
第4 協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について	25
参考資料1 広島県あいサポート運動企業・団体表彰について	30
参考資料2 あいサポート企業・団体通信について	31
その他の参考資料及び情報提供事項一覧	33
令和2年度広島県障害者自立支援協議会 障害者差別解消支援地域協議会委員名簿	34

はじめに

本報告書は、広島県障害者自立支援協議会の専門部会である「広島県障害者差別解消支援地域協議会」（以下「当部会」）における令和2年度の検討結果を報告書として取りまとめたものである。

当部会への付託事項は、次の項目である。

○ 障害者差別解消法施行後の対応について

◆部会開催状況

開催日程	主な議題
第1回 令和2年11月 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none">○ 広島県による障害者差別解消法施行後の対応状況について○ 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について○ 県及び市町の相談窓口において対応した相談の状況について
第2回 令和3年3月 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none">○ 広島県による障害者差別解消法施行後の対応状況について○ 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について○ 県及び市町の相談窓口において対応した相談の状況について○ 協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について

第1 広島県における障害者差別解消法施行後の対応状況について

1. 相談件数（令和3年1月末まで）

平成28年4月から健康福祉局障害者支援課内に専門の相談員を配置し、障害者及びその家族や事業者等からの相談に応じるとともに、相談事例の紛争の防止又は解決を図るための関係機関との連絡・調整等を行っている。

令和3年1月末時点の相談件数は、前年1月末と比べて減少している。

○区分 (単位：件)

年度	障害を理由とする 不当な差別的取扱い	合理的配慮 の不提供	計
令和2年度（1月末）	2	24	26
令和元年度（1月末）	13	19	32

○相談方法 (単位：件)

年度	電話	面談	電子メール	手紙	FAX	他	計
令和2年度（1月末）	9	12	3	2	0	0	26
令和元年度（1月末）	21	10	1	0	0	0	32

○障害種別 (単位：件)

年度	視覚障害	聴覚障害	盲ろう	肢体不自由	構音障害	失語症	高次脳機能障害	内部障害	重症心身障	知的障害	発達障害	精神障害	難病	その他	不明	計
R2	4	4	3	0	0	0	0	0	0	7	2	2	0	0	4	26
R1	2	9	0	7	0	0	0	0	0	4	0	6	0	2	2	32

※R1年度、R2年度ともに1月末時点の件数

○場所 (単位：件)

年度	行政機関	公共施設	交通機関	職場	福祉施設・事業所	医療機関	学校・教育施設	ホテル・旅館	スーパー・小売店	レストラン・飲食店	レジャー・娯楽施設	金融機関	不動産業者	警察・裁判所	災害避難場所	その他	不明	計
R2	8	4	1	2	1	0	0	0	3	0	1	1	0	0	0	5	0	26
R1	8	1	2	0	1	3	2	0	2	0	4	1	2	1	0	5	0	32

※R1年度、R2年度ともに1月末時点の件数

《対応状況》

○適宜、関係機関等に情報提供するとともに、必要な対応を依頼している。

2 合理的配慮の提供に関する情報提供件数（令和3年1月末まで）

○情報提供件数 (単位：件)

年度	合理的配慮の提供
令和2年度（1月末）	12
令和元年度（1月末）	14

○情報提供方法 (単位：件)

年度	電話	面談	電子メール	手紙	FAX	計
令和2年度（1月末）	3	9	0	0	0	12
令和元年度（1月末）	5	9	0	0	0	14

○障害種別 (単位：件)

年度	視覚障害	聴覚障害	盲ろう	肢体不自由	構音障害	失語症	高次脳機能障害	内部障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	精神障害	難病	その他	不明	計
R2	3	2	0	4	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	12
R1	0	1	1	9	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	14

※R1年度、R2年度ともに1月末時点の件数

○場所 (単位：件)

年度	行政機関	公共施設	交通機関	職場	福祉施設・事業所	医療機関	学校・教育施設	ホテル・旅館	スーパー・小売店	レストラン・飲食店	レジャー・娯楽施設	金融機関	不動産業者	警察・裁判所	災害避難場所	その他	不明	計
R2	2	1	3	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	12
R1	1	0	5	1	0	1	0	0	3	1	0	0	0	0	0	1	1	14

※R1年度、R2年度ともに1月末時点の件数

3 啓発活動の取組

障害者差別解消法に関する普及啓発を図るため、講演、会議、出前講座等により、県民、障害福祉事業者、障害福祉団体、民間企業、市町、県職員等に対して説明や情報提供を行うとともに、市町等に対して、啓発活動への取組を要請している。

ア 令和2年度の取組

区分	月	内 容
県 庁	4月	障害者支援課新任職員研修（2回）
	11月	企業局，東部建設事務所三原支所
事業者	4月	広島電鉄株式会社（事務職研修）
	4月	広島電鉄株式会社（新入社員研修）
	10月	広島電鉄株式会社（人財管理本部人事部研修課）
	11月	三栄パブリックサービス株式会社
団体	7月	学校法人福山医療学園
	7月	ぱーぷる・りんく
	7月	有限会社リラックス（三篠会場）
	7月	有限会社リラックス（五日市会場）
	8月	広島文化女子学園短期大学
	8月	中小企業同友会福山支部
	8月	広島県要約筆記者養成講座（広島県難聴者・中途失聴者団体連合会）
	8月	広島県失語症者向け意思疎通支援者養成研修（広島県言語聴覚士会）
	9月	学校法人福山医療学園附属施設 あさひ子ども園そら
11月	広島市立中筋小学校	

イ ヘルプマーク・ヘルプカード等の配布

障がいのある方を支える「あいサポート運動」の取組として、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることにより、援助が得やすくなるマークとして、東京都が作成した「ヘルプマーク」の普及促進に取り組んだ。

区 分	配布部数
ヘルプマーク	20,523 個 (R2.12月末時点)
ヘルプカード	17,968 枚 (R2.12月末時点)

ウ 企業等へ訪問し、障害者差別解消法の啓発及び対応依頼

障害者差別解消法における、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供についての事例提供を行った。

また、職員等への研修等、周知をお願いするとともに、県民に対する適切な対応をお願いした。

第2 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について

1 職員対応要領の策定状況（令和3年1月末時点）

市町名		①：策定状況	②：①が“策定予定”の場合、その時期	③：①が“策定済み”の場合、策定日付
1	広島市	策定済み		平成28年3月24日
2	呉市	策定済み		平成28年2月2日
3	竹原市	策定済み		令和2年3月1日
4	三原市	策定済み		平成28年3月31日
5	尾道市	策定済み		平成28年4月1日
6	福山市	策定済み		平成28年3月14日
7	府中市	策定済み		平成28年3月15日
8	三次市	策定済み		平成28年4月1日
9	庄原市	策定済み		平成29年4月1日
10	大竹市	策定済み		平成29年10月20日
11	東広島市	策定済み		平成28年4月1日
12	廿日市市	策定済み		平成28年4月1日
13	安芸高田市	策定済み		平成28年3月30日
14	江田島市	策定済み		平成28年10月1日
15	府中町	策定予定	令和3年3月中	
16	海田町	策定済み		平成30年9月1日
17	熊野町	策定済み		平成28年4月1日
18	坂町	策定済み		平成28年4月1日
19	安芸太田町	策定済み		平成28年12月1日
20	北広島町	策定済み		平成28年7月1日
21	大崎上島町	策定済み		平成29年1月1日
22	世羅町	策定済み		平成28年4月1日
23	神石高原町	策定済み		平成28年3月10日

《策定状況》

区分	R2.10.1 時点	R3.1.末時点
策定済み	22	22
策定予定	1	1
策定しない	0	0
未定	0	0

2 障害者差別解消支援地域協議会の設置・開催状況（令和3年1月末時点）

市町名	①設置日付	②令和2年度開催状況（予定）及び協議内容
1 広島市	平成28年9月20日	第1回（令和2年7月2日（木）） 議題1 本市における障害者差別解消のための取組について 議題2 障害者差別解消法に係る相談実績について 議題3 広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例について 議題4 広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則（素案）について 第2回（令和2年8月18日（火）） 議題1 広島市障害者差別解消調議会について 議題2 相談体制の整備 議題3 条例の実効性確保に向けた検討 議題4 広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則（案）
2 呉市	平成30年7月1日	新型コロナウイルス感染症拡大状況を考慮し、日程及び開催方法を検討中 ※令和3年3月中
3 竹原市	平成29年4月1日 自立支援協議会で対応	3月11日（予定） 県及び市町の相談件数・事例等
4 三原市	平成30年4月1日	令和2年11月19日（木） （地域自立支援協議会権利擁護部会と同時開催） ・令和2年度差別解消法相談件数について（報告） ・令和2年度ヘルプマーク・ヘルプカードの配布状況について（報告） ・令和2年度広報活動について（報告） ・成年後見制度に関する研修
5 尾道市	自立支援協議会（権利擁護部会）で対応	令和2年10月23日、令和3年3月5日
6 福山市	平成28年7月26日 障がい者総合支援協議会（権利擁護支援部会）で対応	開催状況：8月4日、10月27日、1月12日 協議内容：障がい者虐待、成年後見等の権利擁護関係の調整、災害時の避難についてなど
7 府中市	平成29年3月1日	開催実績なし、開催予定未定
8 三次市	平成28年2月25日 障害者支援協議会の下部組織として差別解消支援部会の設置を承認	6/25 活動計画 アンケート結果の報告と協議 9/18 グループワーク（アンケートについて） 11/27 啓発活動について 1/27 次年度の啓発活動について
9 庄原市	令和元年11月7日	開催予定なし
10 大竹市	平成29年4月1日	開催予定なし（相談事例がなかったため。）
11 東広島市	平成28年12月28日	令和3年2月24日開催予定

令和2年度 部会報告

12	廿日市市	平成30年1月25日	令和3年3月10日(水)開催予定 ・取組状況の報告 ・相談事例等の紹介及び協議 ・合理的配慮好事例等の紹介など
13	安芸高田市	平成29年3月1日 自立支援協議会権利擁護部会がその機能を持つことで対応	7/2…今年度の取り組み, 相談事案(地域課題)について等 8/12…相談事案(地域課題), コロナ禍での困りごとについて等 9/9…障害者プラン策定に伴う意見について等 10/14…今年度の協議事案について, 人権尊重まちづくり条例・指針についての勉強会 12/9…新規施設(道の駅)視察
14	江田島市	平成28年12月8日 地域自立支援協議会内の権利擁護部会において, 差別解消支援部会の設置を承認	令和2年11月6日, 令和3年1月29日 障害者虐待防止マニュアルの策定
15	府中町	平成30年2月1日 自立支援協議会においてその機能を持つことで対応	新型コロナウイルス感染症対策のため, 開催なし
16	海田町	海田町地域自立支援協議会で対応(要綱改正 H28. 4. 25)	開催予定なし
17	熊野町	平成29年2月9日 自立支援協議会で対応	令和3年1月21日開催 自立支援協議会で対応
18	坂町	平成29年4月1日 自立支援協議会で対応	開催予定なし
19	安芸太田町	自立支援協議会においてその機能を持つことで対応	開催予定なし
20	北広島町	平成28年6月23日 (自立支援協議会で対応)	開催予定日: 令和3年3月25日
21	大崎上島町	自立支援協議会で対応	開催予定なし
22	世羅町	自立支援協議会(権利擁護部会)においてその機能を持つことで対応	開催日: 令和2年11月24日(火) 協議内容: 「合理的配慮」「不当な差別的取り扱い」について, 雇用の分野から見た障害者差別解消法について, 事例検討
23	神石高原町	平成29年4月1日 自立支援協議会で対応	開催日 令和3年2月26日 協議内容 障害者差別解消法の内容について, 再確認

《設置状況》

区分	R2.2.1時点
設置済み	23

3 令和2年度 普及啓発等の取組

区分	取組内容（実施予定の取組を含む）
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民，障害者団体，関連事業関係者向け出前講座の実施 ・ 県主催の研修において，障害者差別解消パンフレットおよびヘルプマークのチラシを配布し合理的配慮の普及啓発 ・ あいサポート運動企業・団体へ「あいサポート通信」による情報発信
広島市	<ul style="list-style-type: none"> ● 市職員への啓発等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内 LAN システムを活用し e ラーニング研修の実施（法・条例・職員対応要領） ・ 本庁舎及び各区役所における，障害者差別解消法及び条例の研修会を実施 ・ 障害者の疑似体験研修会を実施 ● 市民・事業者への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別の解消に向けた広島市シンポジウムを開催 ・ 障害者を含む様々な方々と接する市内事業者に対して必要な対応力を身に着けるため，ユニバーサルマナーセミナーを開催 ● 障害者団体等への啓発等 <ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット・ポスター等による広島市障害者差別解消推進条例の周知・啓発
呉市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発パンフレットの配布 ・ 新入職員研修での説明 ・ 市役所庁内 LAN への相談事例等の掲示による啓発及び事例共有 ・ 民生委員や市民向けに出前講座を開催 ・ 障害を理由とする差別の解消に向けた広島市シンポジウム参加
竹原市	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページによる周知 ・ 広報紙・自立支援協議会会議で周知
三原市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者週間に啓発パンフレットを配布 ・ 出前講座の実施 ・ ホームページによる周知 ・ FM みはら（コミュニティ FM）による周知 ・ 市役所ロビーに啓発パンフレットを設置 ・ 障害者週間イベント実施「フクシカケルミハラ」ショップ，カフェ，アート
尾道市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用職員研修で，法の趣旨，合理的配慮について研修を実施 ・ 市民や事業所向けの出前講座
福山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民向けの講演会，出前講座の実施 ・ 市内研修（新採用職員研修，新任管理者研修）での周知 ・ 作成した障害者差別解消法についての啓発パンフレットの配布 ・ 市広報誌，ホームページによる啓発
府中市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口に啓発パンフレットを設置
三次市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市広報誌へ障害者への合理的配慮に係るアンケート結果の記事掲載
庄原市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発パンフレットの窓口設置
大竹市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙，ホームページへの掲載 ・ 啓発パンフレットの配布

区分	取組内容（実施予定の取組を含む）
東広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年9月26日「ぐるマルフェスタ・あいサポートフォーラム2020ひがしひろしま」内でパネル、動画展示。対象：一般・令和2年12月8日SKH東広島（要旨：“正直に隠さず話そう”を合言葉に、同じ経験を持つ参加者が経験や思いを語りあい成長する手助けとなる。）にて、障害者差別解消法についての講義実施。対象：市内障害者支援施設職員（経験年数は問わない）
廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性を掲載したパンフレットの活用や広報紙・ホームページへの掲載などによる周知 ・自立支援協議会を通じ、障がい当事者からの合理的配慮好事例の収集及び紹介など
安芸高田市	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページへの掲載 ・障害に関する理解促進事業の実施（発達障害啓発週間における図書館特設コーナーの設置、市内障害者施設パネル展、市内障害者施設芸術作品展、あいサポートアート展巡回展示、障害者福祉施設事業所販売会「あじさい横丁」） ・障害者福祉施設によるリユース品販売会 ・NET119開始に伴う説明会開催 ・カンナサロンにて障害者差別解消法の研修会 ・民生委員児童委員協議会障害福祉部会において障害についての研修会
江田島市	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発パンフレットの設置
府中町	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ふちゅうに障害に関する特集記事掲載『「ともに働き輝く社会へ」～障害と就労を考える～』 ・職員対応要領策定について周知予定
海田町	令和2年12月町広報誌中、人権週間の広報の中に障がい者差別の解消について記載
熊野町	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページへの掲載 ・啓発パンフレットの配布
坂町	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報誌への掲載 ・啓発パンフレットの窓口設置
安芸太田町	<ul style="list-style-type: none"> ・町の身体障害者相談員、知的障害者相談員の連絡会議において、県内の状況など周知および報告（令和2年度において連絡会議は中止になったので、配布資料を郵送し、後日訪問で説明を行う） ・町が発行する「障害の福祉サービスの手引き」に差別解消法についてを掲載し、新規手帳取得者全員へ配布。
北広島町	啓発パンフレット窓口設置、町広報誌で周知、ホームページへの掲載、R2地域自立支援協議会で周知予定
大崎上島町	紙媒体（パンフレット、リーフレット等）
世羅町	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページへの掲載 ・啓発パンフレットの窓口設置
神石高原町	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発パンフレットの窓口設置 ・町広報紙への掲載

第3 県及び市町の障害者差別解消法相談窓口において対応した相談件数について

《令和2年4月～令和3年1月の対応状況》

区 分		相 談 件 数						合理的配慮の 提供（情報提供 件数）	
		不当な差別的 取扱い		合理的配慮の 不提供					
		R2	R2	R2	R2	R2	R2		
広 島 県	障害者支援課	26	(9)	2	(1)	24	(8)	12	(3)
	教育委員会	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	公安委員会	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
広島市		5	(1)	2	(1)	3	(0)	0	(0)
呉市		1	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)
竹原市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
三原市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
尾道市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
福山市		2	(1)	1	(1)	1	(0)	0	(0)
府中市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
三次市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
庄原市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
大竹市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
東広島市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(2)
廿日市市		2	(2)	0	(0)	2	(2)	14	(5)
安芸高田市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
江田島市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
府中町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
海田町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
熊野町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
坂町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
安芸太田町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
北広島町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
大崎上島町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
世羅町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
神石高原町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
計		36	(13)	5	(3)	31	(10)	29	(10)

※（ ）内は令和2年10月～令和3年1月の間の相談実績

相談件数(総数) 【令和2年4月～令和3年1月】

相談機関	件数
県	26
県(教育委員会)	0
県(公安委員会)	0
市町	10
計	36

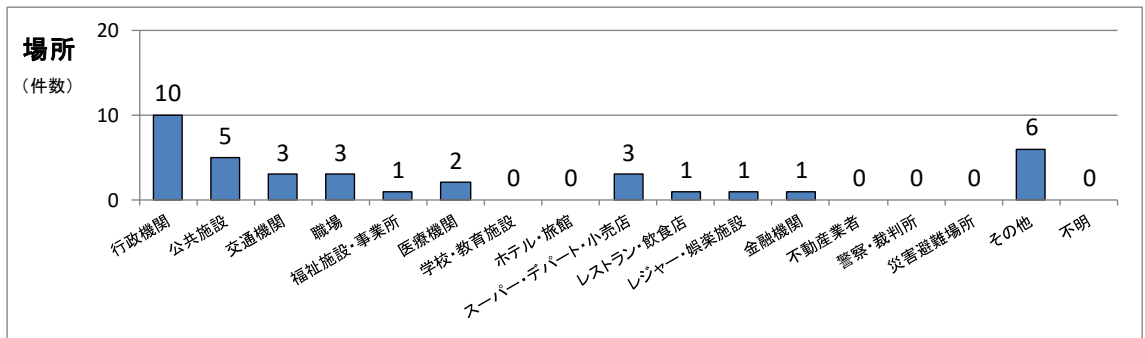
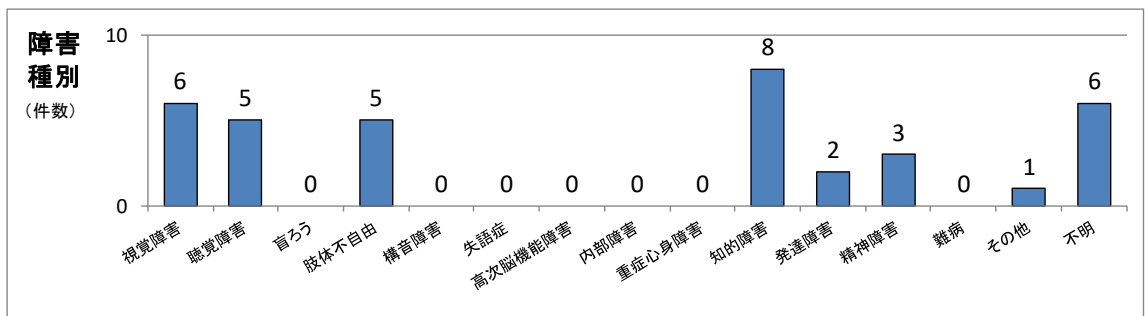
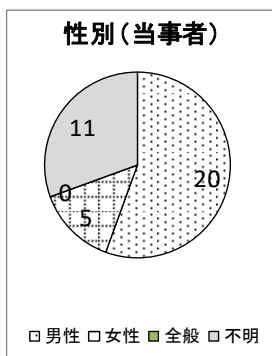
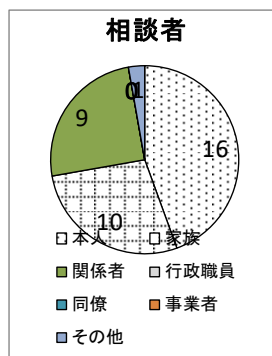
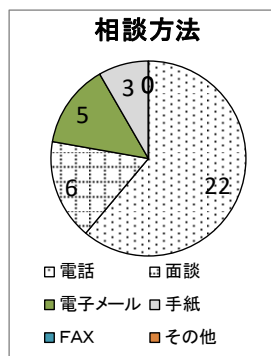
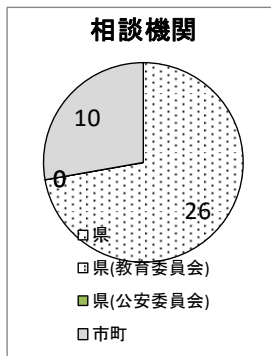
相談者	件数
本人	16
家族	10
関係者	9
行政職員	0
同僚	0
事業者	0
その他	1
計	36

障害種別	件数
視覚障害	6
聴覚障害	5
盲ろう	0
肢体不自由	5
構音障害	0
失語症	0
高次脳機能障害	0
内部障害	0
重症心身障害	0
知的障害	8
発達障害	2
精神障害	3
難病	0
その他	1
不明	6
計	36

場所	件数
行政機関	10
公共施設	5
交通機関	3
職場	3
福祉施設・事業所	1
医療機関	2
学校・教育施設	0
ホテル・旅館	0
スーパー・デパート・小売店	3
レストラン・飲食店	1
レジャー・娯楽施設	1
金融機関	1
不動産業者	0
警察・裁判所	0
災害避難場所	0
その他	6
不明	0
計	36

相談方法	件数
電話	22
面談	6
電子メール	5
手紙	3
FAX	0
その他	0
計	36

性別(当事者)	件数
男性	20
女性	5
全般	0
不明	11
計	36



相談件数(総数) 【令和2年4月～令和3年1月】

相談機関	件数
県	26
県(教育委員会)	0
県(公安委員会)	0
市町	10
計	36

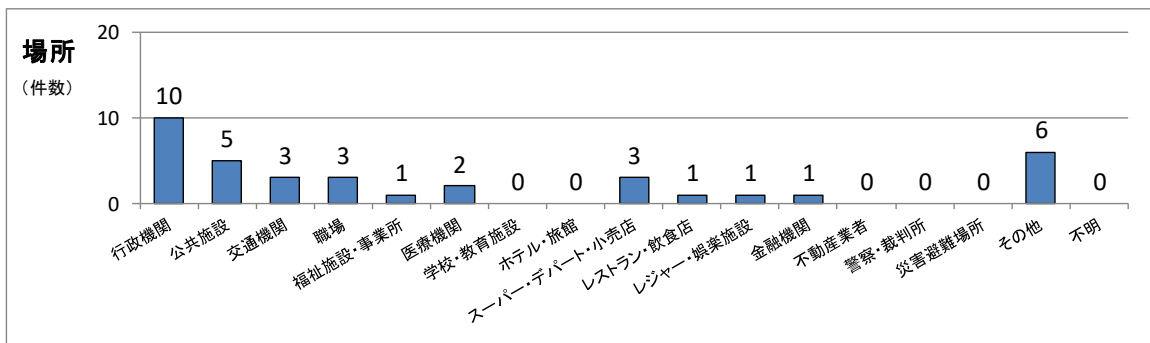
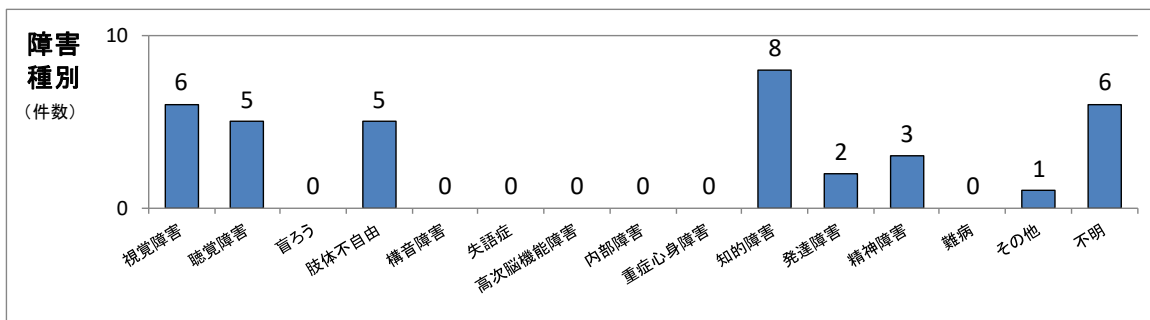
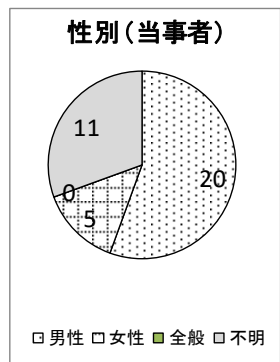
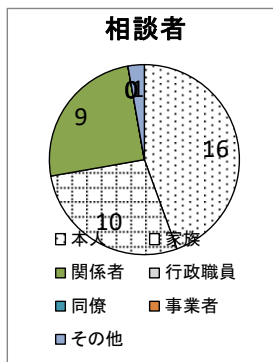
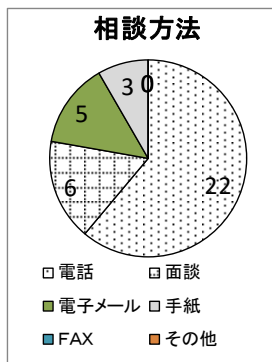
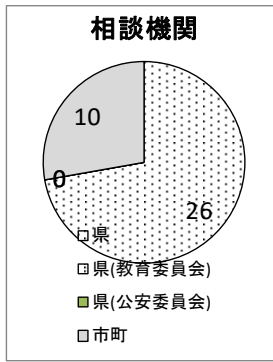
相談者	件数
本人	16
家族	10
関係者	9
行政職員	0
同僚	0
事業者	0
その他	1
計	36

障害種別	件数
視覚障害	6
聴覚障害	5
盲ろう	0
肢体不自由	5
構音障害	0
失語症	0
高次脳機能障害	0
内部障害	0
重症心身障害	0
知的障害	8
発達障害	2
精神障害	3
難病	0
その他	1
不明	6
計	36

場所	件数
行政機関	10
公共施設	5
交通機関	3
職場	3
福祉施設・事業所	1
医療機関	2
学校・教育施設	0
ホテル・旅館	0
スーパー・デパート・小売店	3
レストラン・飲食店	1
レジャー・娯楽施設	1
金融機関	1
不動産業者	0
警察・裁判所	0
災害避難場所	0
その他	6
不明	0
計	36

相談方法	件数
電話	22
面談	6
電子メール	5
手紙	3
FAX	0
その他	0
計	36

性別(当事者)	件数
男性	20
女性	5
全般	0
不明	11
計	36



①相談事例(障害を理由とする不当な差別的取扱い)

※障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる対応内容については掲載されているものと異なることがあります。この事例集を参考としつつも、実際の事案においては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断してください。

集計期間：令和2年4月～令和3年1月

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
1	電子メール	関係者	行政機関	その他	聴覚障害	手話通訳を同行して警察署に相談に行き、フアクジミリ又はメールによる相談への回答を希望したが断られ、手話通訳者へ電話で回答すると言われた。相談への回答は、第三者を介さず直接本人にしてほしい、聴覚障害者は電話ができないので、合理的配慮の提供として、フアクジミリやメールで対応してほしい。	県警本部へ情報提供し、対応を依頼した。
2	電話	本人	医療機関	男性	不明	大腸検査を受けるため病院に架電したところ「車椅子の人は受付できない。何かあったときに対応できない。」と言われた。検査の際にはヘルパーも同行してもらおう等の対応はするつもりだが、受け付けてもらえなかった。	病院へ架電し相談内容を伝えたと共に、障害者への配慮に努めるよう依頼した。 病院としては、障害を理由に、検査を受け付けなかった訳ではなく、受付できなかった理由として、車椅子の方が利用できる広さのトイレが整備されていないこと、看護師不足で下剤を大量に服用して検査時に倒れた場合に対応できないこと、電話のみでの大腸検査の受付はしておらず、医師の診察で検査が必要と判断した場合に実施するが、当該病院では検査ができないため別の病院を紹介しているとの回答があり、その旨相談者へ伝えた。
3	電話	家族	その他	不明	不明	障害者が地域生活を送っていく上で、周囲の理解が低い。地域住民から不当な扱いを受けたり、噂を立てられたり、苦情を言われる。個人的に一人一人説明していったらきりがなく、親が動くと、「子どもがかかわいから躍起になっている。」と後ろ指を指されるが、個人的感情による対応ではなく、一般的な話なのだとわかかってもらえない。障害者差別解消法に、障害者に不当な差別的対応をしてはならないと書かれているのに、皆そのことを知らない。啓発不足である。	相談窓口において、リーフレットを用いて地域住民の方々に不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供について伝えることができる旨説明した。今後も法律の啓蒙に努める。
4	電話	本人	交通機関	男性	その他	タクシー乗り場でタクシーに乗ろうとしたところ、車イスのまま乗れるタクシーなのに乗車を拒否された。また、運転手は運転席から両手で×を出して断った。これは障害者差別解消推進条例違反だと思い連絡した。	タクシー会社に連絡し、状況を確認。法や条例の趣旨について説明し、社内研修等をつかり行ってもらおうよう依頼した。
5	電話	関係者	レストラン・飲食店	男性	視覚障害	障害者団体の主催で社会見学と昼食を兼ねた研修旅行を計画し、会場の飲食店を予約する際に、盲導犬を同伴する視覚障害者が入店することを知らせた。初期対応した店員から、入店について保留し確認させてほしいとして、入店可能であるとの回答がなかった。その後もなく店から入店可能との連絡があったが、盲導犬について理解がされていないのではまいかとの思いがあり、店に理解を求めるとともに当日の対応のため話し合いの場を持ちたい。	当事者、障害者団体の関係者、飲食店関係者及び市担当者で話し合いの場を持ち、補助犬法により補助犬の同伴を拒んではいけないことや、補助犬ユーザーには、衛生管理や排泄管理、行動管理等の使用管理の責任が義務付けられていることを説明し、理解を得た。今後の店側の対応として、補助犬のパンフレットや啓発用DVDにより、月1回の衛生管理研修会で社員に周知されることを確認した。

②相談件数(合理的配慮の不提供)【令和2年4月～令和3年1月】

相談機関	件数
県	24
県(教育委員会)	0
県(公安委員会)	0
市町	7
計	31

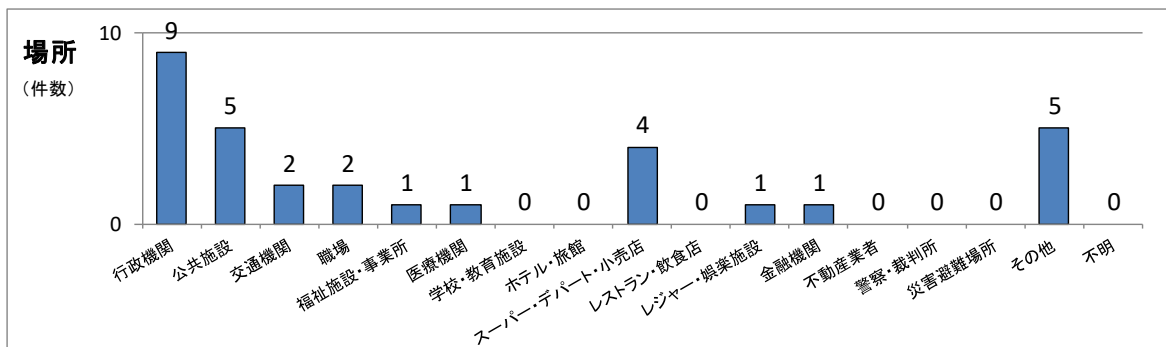
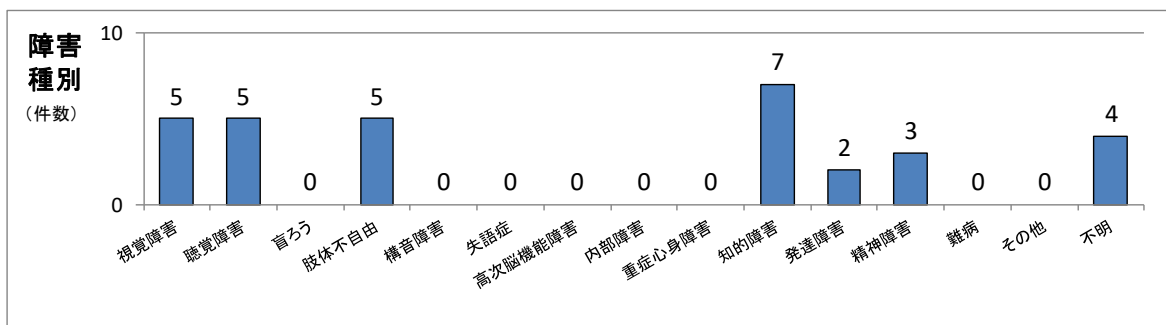
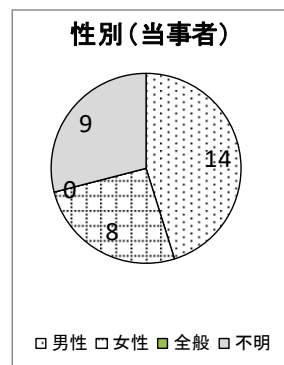
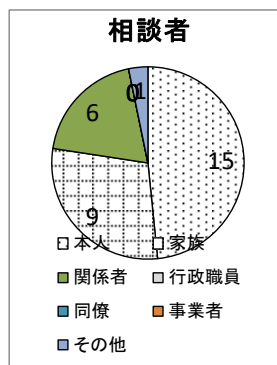
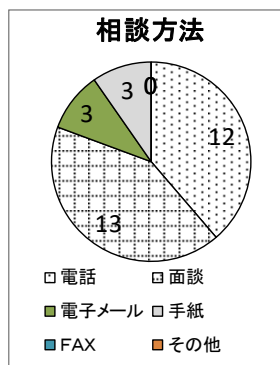
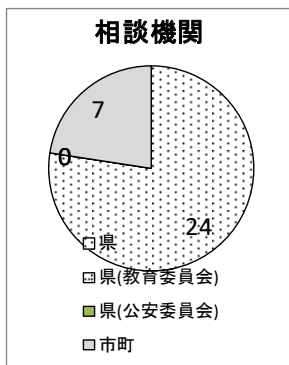
相談者	件数
本人	15
家族	9
関係者	6
行政職員	0
同僚	0
事業者	0
その他	1
計	31

障害種別	件数
視覚障害	5
聴覚障害	5
盲ろう	0
肢体不自由	5
構音障害	0
失語症	0
高次脳機能障害	0
内部障害	0
重症心身障害	0
知的障害	7
発達障害	2
精神障害	3
難病	0
その他	0
不明	4
計	31

場所	件数
行政機関	9
公共施設	5
交通機関	2
職場	2
福祉施設・事業所	1
医療機関	1
学校・教育施設	0
ホテル・旅館	0
スーパー・デパート・小売店	4
レストラン・飲食店	0
レジャー・娯楽施設	1
金融機関	1
不動産業者	0
警察・裁判所	0
災害避難場所	0
その他	5
不明	0
計	31

相談方法	件数
電話	12
面談	13
電子メール	3
手紙	3
FAX	0
その他	0
計	31

性別(当事者)	件数
男性	14
女性	8
全般	0
不明	9
計	31



②相談事例(合理的配慮の不提供)

集計期間: 令和2年4月～令和3年1月

※障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる対応内容については掲載されているものと異なることがあります。この事例集においては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断してください。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
1	電話	家族	行政機関	不明	視覚障害	運転免許センターで学科試験を受ける予定であり、合理的配慮として拡大文字のプリントを用意してもらいたい旨希望を伝えたが、「拡大文字の用意は難しい、拡大鏡の持ち込みは可能。」と言われた。教育機関では配慮があった。	県警本部へ情報提供し対応を依頼した。
2	電話	関係者	職場	男性	知的障害	職場で軽作業を担当していたが、社長の交代交をきっかけに、重労働が附加され、1人で重いものを運ぶなどした結果、体調不良となった。常時しゃがみこんだ姿勢で作業をするため、体がくの字に曲がり真っ直ぐ立つて歩行ができない腰痛症が発生した。治療を要するため、傷病手当の手続きを希望したが、社長から「そんな制度はない」と言われた。現在有給休暇中だが、休暇消化後の退職勧奨を受けた。 傷病手当に関しては、親族から社長へ数回談判し、なんとか手続が可能になる見込みだが、劣悪な環境での業務を強いられ、知的障害者への理解不足で、障害者への差別や合理的配慮の不提供にあたると思われる。1年前から食事摂取量が減り、身長160cm、体重40kg以下で痩せている。今後は、広島労働局に相談することとしているが、県の障害者差別解消窓口にも状況を知って欲しい。	担当部署へ相談予定であることから、情報提供として承った。
3	面談	家族	職場	男性	聴覚障害	職場で上司を交えた会議の場に手話通訳を依頼したが、手話による通訳がうまく伝わらなかったために、上司や周囲の人に、誤解を与えることになった。	ハローワークに情報提供し、対応を依頼した。
4	電話	関係者	行政機関	不明	聴覚障害	自動車運転免許の更新を従来どおり最寄りの自動車学校に予約し、手話通訳者を手配していたが、認知機能検査については運転免許センターで予約するよう言われた。 最寄りの自動車学校で認知機能検査は受けられないのか。認知機能検査のために別会場まで行くのに手話通訳の配置はないのか。	広島県運転免許適正課へ連絡し、認知機能検査について最寄りの自動車学校で検査可能である旨確認し、本人に伝えた。
5	電話	本人	その他	不明	知的障害	障害者差別解消法ができたが、障害者の差別はなくなっていない。法律を多くの人に知ってもらい、配慮が受けられるようにしてほしい。	情報提供として承った。今後も法律の啓発に務める。
6	電話	本人	金融機関	女性	精神障害	貯蓄目的で広島県に滞在している間に、クレジットカードの更新に関する郵便物が受け取れず、更新手続きができなかった。カード会社へ連絡して更新手続きを希望したが断られた。障害者に対する配慮が無いのではないかと。	消費生活課で対応中であり、情報提供として承った。
7	面談	関係者	交通機関	不明	肢体不自由	片麻痺でバスや電車の乗降時に不安定になることがあるが、様子を見守っていただけながら、危ない時に少し手を貸していただけると助かる。何度か助けてもらったことがあるが、本当にうれしかった。滑りやすいステップもあるので、見ていて危ない時は、声をかけて欲しい。	情報提供とする。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
8	面談	関係者	スーパー・デパート・小売店	女性	視覚障害	1人で外出した際に、デパートのトイレの仕様が新しくなっていて戸惑うことがあるが、たまたま居合わせた人が助けてくれた。ドアロックの方法、水洗方式(レバー、センサー)、トイレ・ベーパーの設置位置等を確認したくても、傍に誰もいなかったら聞くこともできない。視覚障害者には、ぜひ声をかけて欲しい。手伝いが要らなかつたとしても、声をかけてくれると、近くに人が居ることがわかり安心できる。	情報提供とする。
9	面談	関係者	公共施設	男性	肢体不自由	近所の公園の入口に、自動車やバイクの乗り入れを禁止するための鉄製の柵が設置され、車椅子での利用ができなくなった。別の入口付近は坂になっており入りにくい。通行者が押しにくれたりする。自分で行けることは自分でやり方があるので、柵ができた時には困ったと思ったが、いろいろな人が助けてくれるので、公園の利用は継続している。	情報提供とする。
10	電子メール	関係者	交通機関	不明	肢体不自由	空港内のトイレ、エレベーターが狭いので、改善してほしい。	空港振興課に情報提供し、対応を依頼した。(今後、数年かけて改善を図られる計画とのこと。)
11	電話	本人	その他	男性	視覚障害	公共交通の社員募集に色覚要件を設けるのは障害者差別である。差別でないのなら、障害者手帳を交付すること。障害者手帳の交付要件が厳しすぎる。障害者手帳の交付要件を説明してほしい。たらい回しにしないこと。広島県障害者支援課は何もしてくれない。	企業の採用要件に関することが主訴であったため、ハローワーク広島の専門相談窓口を紹介した。
12	電話	本人	公共施設	男性	視覚障害	市の施設で毎年視覚障害者用の福祉機器展を開催している。受付を建物の入口で行っているが、共有スペースであるとの理由で、受付場所を変更するよう要請された。しかし、変更先は建物の裏で、駐車場や駐輪場の先にあり、点字ブロックがないため求場する視覚障害者にとって不慣れなコースとなる。視覚障害者に対する合理的配慮として、例年通り建物の入口で受付をさせてもらいたい。	市へ確認したところ、新型コロナウイルス感染症対策のために建物入口の密を回避する必要があるとのことであった。自動販売機を移動させて建物の入口付近に受付場所を確保することで対応した。
13	電話	本人	行政機関	男性	肢体不自由	市管理の墓苑で高齢障害者が移動支援車を利用して墓参りしたいが、車いす部分が老朽化しており、個人で手配する昇降機も設置できないと業者から言われた。市に伝えたところ、予算が無いとの理由で対応を断られた。昇降機の設置について相談するために、県以外に市町にも障害者差別解消地域支援協議会があるかどうか確認したい。	障害者差別解消地域支援協議会は市町にも設置されていること、県でも相談対応可能である旨伝えた。
14	電話	家族	スーパー・デパート・小売店	不明	聴覚障害	グループホームに入居している息子が近隣にある個人商店の駐車場で盛り込んでいることがある。店舗の音が息子を不審がり警察へ通報した際に、店主が息子の行動を「営業妨害」と発言したようである。グループホームは町内会に入っておらず近隣住民との関係性が薄い。町内会に入る者について理解してほしい。知ってもらったこと、普及啓発活動は重要である。「共生社会」という言葉をよく聞くが、住民に十分浸透しているとは思えない。県としても、障害者の特性等についての周知の取組がより一層必要なのではないか。	県の障害者差別解消に係る取組について説明した。今後とも普及啓発に努める。
15	手紙	本人	行政機関	男性	知的障害	役所の人が、電話に出た際に名前を名乗らなかつたり、折り返しの電話をかけてこなかつたりするので、気を付けて欲しい。	情報提供として承った。適切な電話対応に努める。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
16	電話	家族	その他	不明	知的障害	グループホームの職員1人が9人の障害者をみている状態で、外出時の付き添いが受けられないため、1人で外出して帰れなくなり警察に保護されることが度々起こる。職員数は配置基準を満たしているようだが、差別解消法があるのに障害者の権利が守られていない。合理的配慮とは何か説明して欲しい。	合理的配慮について説明した。
17	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	女性	精神障害	スーパーに介助者同伴で買い物に行った。精神手帳を持っており、長時間レジに並んでいると、めまいがしたり、パニックで体が震えることがある。有人レジは人が多く、セルフレジも3~4人の人が並んでいたため、セルフレジカウンターに行き、精神手帳を提示しようとして、その場で会計をしていただくようお願いしたところ、セルフレジを使うように言われた。何度か話をし、最終的にはセルフレジカウンターで会計してもらったが、店員の態度が悪かった。今回が初めてではなく、何度か同じような対応が続いている。いつも、ヘルプマークも見える位置につけており、配慮のある対応をお願いしたい。	スーパーの店長に架電し、相談内容を伝えると共に、障害者への配慮に努めるよう依頼した。いつもセルフレジカウンターで対応している従業員ではない従業員が対応したため、状況が分からず配慮が足りない対応になってしまったとのこと。今後は、事業所内で周知し、再度教育を徹底していくとのこと。
18	面談	本人	行政機関	男性	聴覚障害	・障害年金の手続きのため年金事務所へ行った。相談者が聴覚障害のため、配慮してもらおう職員に伝えたとところ、個室は順番だから利用できないかもしれないと説明された。年金事務所のアンケート用紙に配慮をお願いするため、差別解消法について記載し投函したとのこと。 ・年金事務所へ行った際に、対応した社会労務士の男性がにらんできた。 ・年金事務所へ行ったが、その際に対応した職員の対応が悪かった。具体的には、面談室には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、アクリル板が設置してあったが、声が聞き取りづらいというところでアクリル板を除去して話をしていた。コロナウイルスのこともあつたので、気を付けるよう注意するもアクリル板を除去して話を続けていた。一通り話しが終わった後に、男性の職員は対応が悪い、女性の職員のほうが対応がよいと伝えたとのこと。次回は女性の職員を予約して来所してくださいとされたとのこと。 ・平成28年に障害者差別解消法が施行されたのに、公的機関である年金事務所が障害者への配慮ができていない。障害者差別解消法が周知されたと、風化してきているのではないかと。年金事務所を指導してほしい。	・障害者差別解消法の周知及び啓発については、適宜行っているところであり、今後も内部・外部に対して障害者差別解消法の周知・啓発を行っていく。 ・年金事務所へ架電。相談者より、大きな声で話してほしいとの要望があつた。説明が難しく理解してもらえなかつたため、よかれと思つて面談室の横に移動し、相談者の傍で説明を行った。ひととおり手続きが終了した後に、相談者より、コロナ感染が拡大している中で今日の対応は障害者差別にあたるのではないかと言われたとのこと。振り返って考えた際に、コロナウイルスの感染が拡大している中で、配慮が足りておらず、事実に切り換えればよかつたと思つたとのこと。今後は配慮して対応するよう伝えた。
19	電話	本人	交通機関	女性	不明	・バスセンターからバスに乗った。バスから降りる際に、運転手に障害者手帳を提示したが、運転手の対応が他の客と違った。 ・他の客がバスから降りる際には、にっこりしながらやさしい対応をしてくれたのに、障害者手帳を提示した際は、目を背け、冷たい対応をされた。去年も同じ運転手が運転しているバスに乗車したが、今回と同様の対応をされた。 ・障害者を差別するために冷たく対応しているのか。健常者と障害者として対応を変えないほしい。	バス会社に電話し、相談内容を伝えると共に、障害者への配慮に努めるよう依頼した。事業所内で周知し、再度教育を徹底していくとのこと。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
20	電話	家族	公共施設	女性	不明	<p>市の墓場所管課に補修を依頼したが、文書でできない旨の回答があった。内容は、優先順位をつけて予算の範囲でやっているので難しいというものであったが、全面改修ではなく部分的な補修なので、できないというのは納得がいかない。</p> <p>(担当課に事情を確認し、ご意見を伝えると回答した。)</p> <p>市の公営墓園について、身体障害のある高齢者(母)が墓参りに行きたいと考え、昇降機を使ってヘルパーをつけて行きたい。しかし、途中の階段が壊れていて安全性に問題があり、昇降機が使えない。</p> <p>市の墓場所管課に補修を依頼したが、文書でできない旨の回答があった。</p> <p>内容は、優先順位をつけて予算の範囲でやっているので難しいというものであったが、全面改修ではなく部分的な補修なので、できないというのは納得がいかない。</p> <p>(担当課に事情を確認し、ご意見を伝えると回答した。)</p>	<p>市の墓場所管課に事情を確認し、差別解消法の合理的配慮等を説明した。</p> <p>→当該墓地は設置から90年経過し、老朽箇所が多数存在。市内の他の墓地も同様な状況にある。</p> <p>限られた予算の中で、特に危険性の高い箇所から順次改修しており、当該墓地を直ちに補修することは困難な旨回答した。</p> <p>相談者(匿名)へ図面・現地写真等も提供したが、部分的な補修と言われても、相談者からの使用者名、区画等の詳細な情報が無いため、補修箇所も不明である。今後、詳細が判明次第、双方で現地を確認するなど、可能な範囲内で補修を検討する。</p> <p>→合理的配慮における社会的障壁の除去については、過重な負担を考慮しつつ、双方の建設的対話・相互理解が大切。</p> <p>部分的補修箇所の把握に努めるものとし、所管課から、相談者へ再度詳細な情報提供を求め、補修箇所が判明次第、双方現地立会するなど、可能な範囲内での対応を助言した。</p> <p>→後日、所管課及び相談者から依頼を受けた福祉機器会社にて現地確認。</p> <p>結果、双方実施困難である事(実施に伴う負担が過重)を確認し、福祉機器会社から相談者へ伝えることになった。</p>
21	電話	関係者	医療機関	不明	不明	<p>○9月29日(火) インフルエンザの予防接種の際の問診票について。視覚障がい者がインフルエンザの予防接種を受けようとする、自分で記載内容を確認して署名することができないので予防接種を受けることができない。</p> <p>民間のヘルパーさんをお願いしている人は、ヘルパーさんに代筆をお願いすることができ、公務員や病院関係者が代筆することは認められないそうで、看護師さんに代わりに書いてもらうこともできない。(昔は看護師の人が手を取って書いてくれたそうだが今はもう無理に?)</p> <p>当事者に支援者(家族、近隣の方、民生委員、相談員、ヘルパー)がいれば事前に代筆してもらい、持参できるかもしれないがそれは確認が必要。</p> <p>保健所に聞いたら、どうしても困ったら保健所に来るよと言われる方が保健所職員も公務員のため代筆はできないはず。結局、答えははっきりせず。</p> <p>点字で同意書を書くのはダメなのかと保健所に確認したところ、不可とのこと。</p> <p>この件については要望事項として他のものとまとめて今度出す予定だが、取り急ぎインフルエンザの予防接種はすぐに始まるので相談に来た。</p> <p>市医師会と保健所に確認してみようということとなり、帰って行かれた。</p> <p>○10月5日(月)14時10分 相談者の関係者に電話で報告、合意を得られた。</p> <p>○10月7日(水) 相談者の関係者から電話で、地区の医師会にも同様に声をかけてほしいと言われた。</p> <p>○10月13日(火) 3地区医師会にも周知をお願いしたことを電話で報告、再度合意を得られた。</p>	<p>周知の徹底等を行うということことで合意を得られた。</p>

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
22	電話	その他	その他	不明	不明	<p>障害者が公的機関を利用しようとした際、ハンディに伴って使用している器具の利用が認められない事例があった。当該公的機関に申出してから何の対応もない。無理なら理由の説明なり、代替案の提示や進捗状況の報告等がほしい。他の機関では当該器具の利用が認められていることも把握している。必要な器具は全て当事者が準備し、公的機関側が新たに経費負担するものではない。相手方は合理的配慮とは「(対応を)検討することである」という認識であり、違和感を感じたため、合理的配慮の定義を確認したい。</p>	<p>行政機関には合理的配慮の提供義務があり、対応の前提として「対話による相互理解を通じて」と示されている旨説明した。</p>
23	電話	関係者	行政機関	不明	精神障害	<p>精神障害のある方が、面接試験の受験にあたり、支援員の帯同を求めているが、試験実施側が帯同を断った場合に、合理的配慮の不提供に該当するか知りたい。</p>	<p>担当部局へ情報提供し、対応を依頼した。</p>
24	電話	家族	行政機関	不明	発達障害	<p>就職相談をしている機関に、障害の理解が足りない相談員がいて傷つく。対人障害があり、自分で意思を伝えることができないため母親が本人に代わって伝えることがあるが、うまくいかない。初めて相談窓口へ行ったら、母親から本人は障害者手帳を保持していることと伝えたと、障害者の就労サポートへ行くことを提案された。本人は障害者であることを隠しておくつもりだったが、知られてしまい障害者扱いになる。母親から相談員に、どのように伝えたらわかってもらえるか悩んでいる。</p>	<p>本人の気持ちを確認した上で、母親から相談員へ伝えるよう助言した。</p>
25	手紙	本人	行政機関	男性	知的障害	<p>行政機関に電話した際に、対応が悪いことがあり不愉快な思いをした。親身になって話を聞いてほしい。</p>	<p>情報提供として承った。適切な電話対応に努める。</p>
26	面談	本人	行政機関	男性	聴覚障害	<p>インフルエンザの予防接種の案内が市役所から郵送されてきたが、問診票の内容が難しく、自分では記入が難しく、予防接種を受けることを迷っている。</p>	<p>予防接種を希望する場合は、問診票の記入が必要のため、医療機関に行く際に手話通訳派遣等を利用するよう助言した。</p>
27	電子メール	家族	行政機関	不明	不明	<p>3月31日を基準日とし、3月に児童手当を支給している児童に対して国の特別臨時給付金が支払われることになった。給付の実施主体は基準日に居住していた市町であり、児童手当に紐付けされているため、多くの場合は申請不要だが、障害児などの施設入所者や被虐待児は、基準日以降に居住市町を出た場合は、基準日に居住していた市町とは別の市町が給付することとなっている。</p> <p>国の給付金は原則全ての児童に支給され重複請求もなしと思われ、市独自の給付金事業については、やむを得ず市外の施設などを頼らなければならぬ施設入所児童や被虐待児は支給対象から外れてしまう。施設入所はそのほとんどが障害を理由にしているものであり、給付除外とする合理的な理由が全く見当たらない。市の担当者は、市外の給付決定を無効とし、返金した上で当該市に再申請すれば市独自の給付金は給付すると言いが、合理的な配慮に欠けている。障害者差別解消法における不当な差別、合理的な配慮の提供義務違反にならないか。</p>	<p>合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において、同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意するものであるため、市の独自事業において支給しないことが合理的配慮の提供義務違反に当たらないと考えられる旨回答した。</p>

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
28	電子メール	本人	レジャー・娯楽施設	男性	発達障害	映画館でマスク着用を求められた。健康上の理由により、着用が困難な点や障害者手帳を申請していることを説明したが、係員は「マスク着用は厚生労働省からの指示」と述べた。障害者差別解消法による合理的配慮が必要である旨説明したところ、最終的にはマスク未着用の人混みは認められ、通常通り映画を見ることができた。航空会社では発達障害が理由の場合は、マスクを着用しないことも認められており、自分も今年10月以降に空港の了解を得てマスクを着用せずに搭乗している。映画館の運営会社に対し、障害者に対しても一律にマスク着用を求めるとは、障害者差別解消法第8条に反するため、航空会社と同様に、今後障害者（もしくは健康上の理由がある人）には、マスク着用を一律で求めないよう指導をお願いしたい。	映画館の運営会社へ連絡し、障害者差別解消法及び合理的配慮の提供について説明した。配慮が必要な方については、入口ゲートで知らせてもらえば、個別対応されることを確認した。
29	電話	家族	福祉施設・事業所	男性	知的障害	事業所の管理者に、障害者のことを理解していない人がいる。障害者差別解消法の普及が進んでいない気がする。工賃と給料の違いを知らない作業所の職員が、息子に「給料」と伝えるため、息子が誤解して「自分も職員と同額の給料が欲しい。」と言う。	情報提供として承った。引き続き差別解消法の普及啓発に努める。
30	電子メール	家族	行政機関	不明	不明	市民センターだよりに掲載されている募集記事の参加対象者が「小学校児童とその保護者」となっているが、特別支援学校の子どもとその保護者は参加できないのか。排除する正当な理由がないのであれば、センターだよりの差し替えを求めたい。	可能な限りだよりの差し替えを行い、ホームページの掲載も訂正した。センターだより次号に配慮が足りない記載があった旨のお詫びと訂正記事を掲載するとともに、謝罪文書を相談者へ送付した。今後のたより作成に関して、記事の作成・表記や排除される子どもがでないよう配慮することの重要性を職員全体で確認した。
31	手紙	本人	その他	男性	肢体不自由	歩道設置と信号機付き横断歩道設置、信号機の視覚障害者用音響装置の設置について	歩道設置については関係課へ情報提供し、信号機や横断歩道については所管の警察署へ聞き取りを行い、現地に於いて関係課と本人で話し合いを行った。

合理的配慮の提供(情報提供件数)【令和2年4月～令和3年1月】

相談機関	件数
県	12
県(教育委員会)	0
県(公安委員会)	0
市町	17
計	29

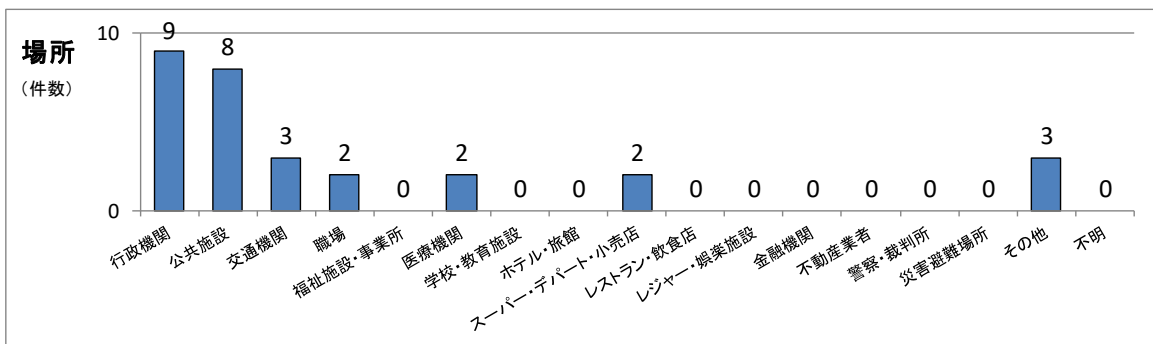
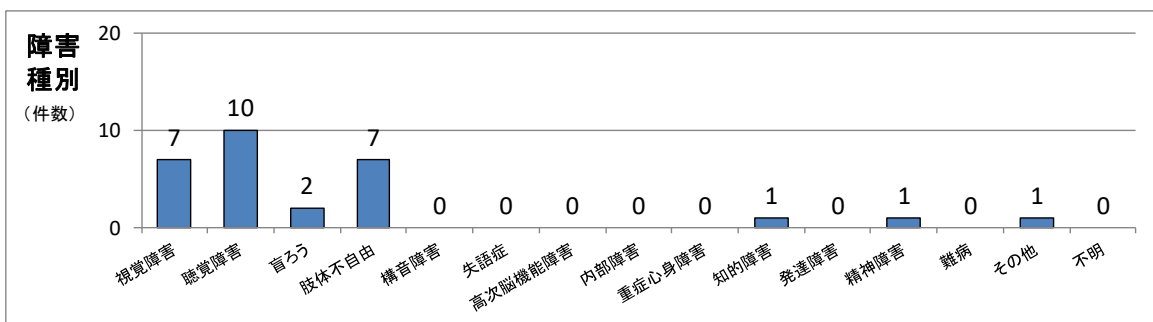
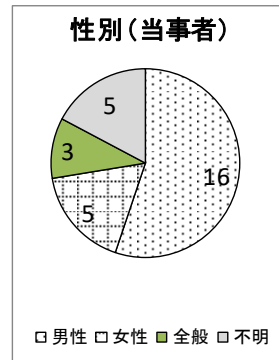
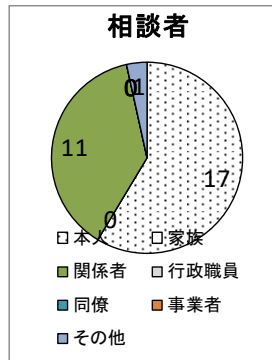
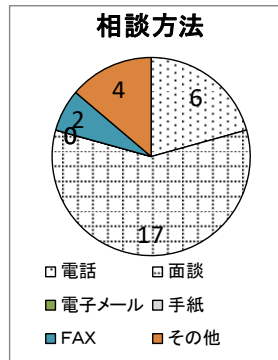
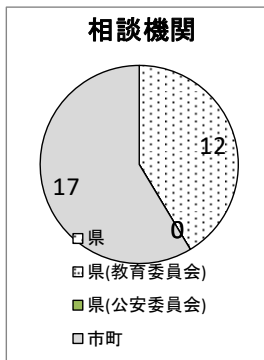
相談者	件数
本人	17
家族	0
関係者	11
行政職員	0
同僚	0
事業者	0
その他	1
計	29

障害種別	件数
視覚障害	7
聴覚障害	10
盲ろう	2
肢体不自由	7
構音障害	0
失語症	0
高次脳機能障害	0
内部障害	0
重症心身障害	0
知的障害	1
発達障害	0
精神障害	1
難病	0
その他	1
不明	0
計	29

場所	件数
行政機関	9
公共施設	8
交通機関	3
職場	2
福祉施設・事業所	0
医療機関	2
学校・教育施設	0
ホテル・旅館	0
スーパー・デパート・小売店	2
レストラン・飲食店	0
レジャー・娯楽施設	0
金融機関	0
不動産業者	0
警察・裁判所	0
災害避難場所	0
その他	3
不明	0
計	29

相談方法	件数
電話	6
面談	17
電子メール	0
手紙	0
FAX	2
その他	4
計	29

性別(当事者)	件数
男性	16
女性	5
全般	3
不明	5
計	29



合理的配慮の提供

集計期間：令和2年4月～令和3年1月

※障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる対応内容については掲載されているものと異なることがあります。この事例集を参考とすつも、実際の事案においては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断してください。

受付番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		内容
				性別	障害種別	
1	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	男性	知的障害	大型ショッピングセンターが特売日で混雑しており、カードの操作に不慣れで困っていたところ、店員が親切に対応してくれてスムーズに買い物をする事ができた。障害者に配慮のある店員がいて、ありがたい。
2	面談	本人	交通機関	男性	視覚障害	バスに乗車する際に、付近にいた複数の人から配慮のある声かけがあり嬉しかった。乗車予定のバスが到着したことを教えてくれた人や、乗車の際にステップで支えてくださった人がいた。見えている情報を伝えてもらえ、とても助かった。
3	面談	本人	交通機関	男性	視覚障害	バスに乗車した際、運転手のアナウンスにより乗客から席を譲られた。その気持ち嬉しかった。
4	面談	本人	医療機関	男性	聴覚障害	医療機関には手話のできる人があまりいないので、急な受診時に困ることがあるが、今回検査を受けた病院では、説明カードや質問カードが用意されており、とてもわかりやすかった。聴覚障害者に対して視覚で情報を伝えることは大変うれしい。合理的な配慮であり、高齢者にとっても良いと思った。
5	面談	関係者	その他	不明	視覚障害	白杖を持ち一人で外出中に雨が降り出して困っていると、通行人が声をかけてきて、付近のコンビニまで傘に入れてくれた。声かけの配慮が非常に嬉しかった。
6	面談	関係者	公共施設	不明	聴覚障害	聴覚障害者の代理でタクシーを呼んだ後、障害者が乗り込む際に、支援者が運転手に行き先を伝えるまでの配慮があり助かった。メモを嫌がる運転手もあるため、口頭で伝えてくれると、行き先までがスムーズで良い。
7	面談	関係者	その他	男性	肢体不自由	手の麻痺があり、ペットボトルの蓋は歯で開けられるが、バックの蓋を開けることは大変難しい。惣菜や弁当を代わりに開けてくれて助かったことがある。いつも周囲にいる人はすぐに開けてくれるが、意外と気づいてもらえないので、麻痺のある人に対する配慮の一つとしてお伝えした。
8	面談	関係者	その他	女性	視覚障害	文字は読み上げソフトで内容を知ることができるが、グラフ、図、イラスト等は読み上げが無いのでわからない。しかし、情報保障としてできるだけ伝えて欲しいと思っている。研修会で資料の中にグラフがあった際に、全てではないが、口頭でグラフの内容を伝えてもらえて良かった。視覚障害者でも、点字が分からない人もいるので、その人に合った配慮をお願いしたい。
9	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	男性	知的障害	スーパーのサービスカウンターから荷物を送る際に、障書で手の震えがあるため伝票の記入に時間がかかる旨伝えたと、カウンター席に案内してくれたのでゆくり記入することができた。配慮をもらって助かった。
10	電話	関係者	行政機関	男性	盲ろう	介護、障害について理解を深めるフォーラムにて、申込の期限は過ぎていたが、会場のキャパシティに空きがあったため席を確保すると共に、受付での混雑を避けたいという要望を受け、時間短縮のため、通常当日記入いただく記入票(コロナ対策)に事前に記入してもらい、一般とは別の入場口から席に案内した。

受付番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		内容
				性別	障害種別	
9	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	男性	知的障害	スーパーのサービスカウンターから荷物を送る際に、障害で手の震えがあるため伝票の記入に時間がかかる旨伝えたと、カウンター席に案内してくれたのでゆっくり記入することができた。配慮をしてもらって助かった。
10	電話	関係者	行政機関	男性	盲ろう	介護・障害について理解を深めるフォーラムにて、申込の期限は過ぎていたが、会場のキャンセルに空きがあったため席を確保すると共に、受付での混雑を避けたいという要望を受け、時間短縮のため、通常当日記入いただく記入票(コロナ対策)に事前に記入してもらい、一般とは別の入場口から席に案内した。
11	その他	関係者	職場	女性	聴覚障害	職員対象の研修会に手話通訳者を配置してほしい。 ⇒手話通訳が必要な参加者が出席する研修時に手話通訳者を配置した。
12	その他	関係者	職場	男性	聴覚障害	職員対象の研修会に手話通訳者を配置してほしい。 ⇒手話通訳が必要な参加者が出席する研修時に手話通訳者を配置した。
13	その他	本人	公共施設	女性	肢体不自由	足に障がいのある人が、講座の教室が2階にあるのだが、エレベーターがないため、昇ることは可能だが、階段を降りるのが少し怖い。 ⇒職員が手を持って支えながら、一緒に安全に階段を降りた。
14	その他	その他	公共施設	不明	不明	市民センターでのイベント開催時に、子どもたちに手話通訳を必要としている人がいることを知ってもらいたいため、実際に手話通訳の申込みの有無に関わらず、通訳者を配置してほしい。 ⇒市民センターだよりに、「当日は手話通訳がつきます。」と掲載したところ、通訳者から事前に声をかけられた近隣に住まいの手話通訳が必要な方が当日参加されていた。
15	面談	本人	行政機関	不明	視覚障害	書類の文字が見えないため、記入できない。 ⇒聞き取りを行い、代筆で対応している。
16	面談	本人	行政機関	不明	聴覚障害	言っていることが聞き取れない。 ⇒大きな声で話したり、筆談で対応している。
17	FAX	関係者	行政機関	不明	聴覚障害	聴覚障害があるため、防災無線が聞こえない。 ⇒聴覚障害者に対し、防災無線の内容をFAXしている。
18	面談	本人	公共施設	男性	肢体不自由	図書館への来館が困難になったが、本を借りた。 ⇒郵送貸出実績:11回、18点。
19	面談	本人	公共施設	女性	聴覚障害	耳が不自由なため、借りたい本をカウンターで所蔵検索してもらいたいが会話ができない。 ⇒筆談に応じることを簡単な手話で伝えるとともに、郵送貸出サービスがあることを筆談で伝えた。その後、当該サービスに登録された。(郵送貸出実績:貸出1回、2点)
20	面談	関係者	行政機関	男性	精神障害	障害のある訓練生は治療やリハビリを優先し、後日補習で調整している。授業内容は口頭説明に紙資料などで視覚情報を加えている。補習では、本人からわからないことを伝えにくいことがあるため、個別に聞いている。
21	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	男性	肢体不自由	手の震えが原因でスーパーで財布からお金を落としましたが、店員も客もいい人ばかりで、店員も客もいい人ばかりで、お金を拾ってくれ、嬉しかった。

受付番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		内容
				性別	障害種別	
22	電話	本人	行政機関	男性	肢体不自由	窓口に電話した際に、親身になって話を聞いてくれた。
23	電話	本人	公共施設	男性	盲ろう	市主催のフォーラムに参加を希望する言わう者から、開演前に込み合う時間を避けて、安全に会場入りしたいとの申し出があったことから、開演前の入場を許可し、支援者らと指定席まで十分な時間と安全を確保して入場いただいた。
24	電話	本人	医療機関	男性	視覚障害	医療機関を受診した聴覚障害者の病状説明について、通常手話通訳者が同行することから、感染症疑いで接触ができない状況であったため、本人から非接触型のコミュニケーション手段の提供を求められたことから、WEB通話システムを転用して遠隔手話通訳により非接触で病状説明を行うことができた。
25	面談	本人	行政機関	不明	視覚障害	窓口において、申請書類の文字が見えないため、記入できない。 ⇒聞き取りを行い、代筆で対応した。
26	面談	本人	行政機関	不明	聴覚障害	窓口で言っていることが聞き取れない。 ⇒大きな声で話したり、筆談で対応した。
27	FAX	関係者	行政機関	不明	聴覚障害	聴覚障害があるため、防災無線が聞こえない。 ⇒聴覚障害者に対し、防災無線の内容をFAXした。
28	面談	本人	公共施設	男性	肢体不自由	図書館への来館が困難になったが、本を借りたい。 ⇒郵送貸出を行った。(8回・9点貸出)
29	面談	本人	公共施設	男性	聴覚障害	タクシーを呼んでほしい。 ⇒筆談の上、本人に代わってタクシー会社に電話した。

【高次脳機能障害サポートネットひろしま提供資料1】

家族のための相談・学習の場

家族相談会・交流会

家族同士の交流や学習の場を設け、5ヶ所で開催しています。座談会形式の気軽な集まりの中で、障害の捉え方をはじめ、家庭生活での対応の仕方や工夫が場になっています。この場に参加することで、高次脳機能障害者のサポーターとして家族が重要な役割を果たすことや、家族が高次脳機能障害を理解していくことの大切さに気づかされるでしょう。内容によっては専門家を交えた個別相談も予約で実施しています。

広島地区(中区)相談会 (広島市高次脳機能障害支援事業) <ul style="list-style-type: none"> ■ 毎月第2火曜日 10:00~12:00 グループ相談会 14:00~16:00 個別相談 ※要予約 場所 大手町平和ビル5階 広島市中区地域福祉センター5階 	高次脳機能障害者家族会 交流会 <ul style="list-style-type: none"> ■ 毎月第2火曜日 12:00~15:00 場所 広島市中区地域福祉センター5階
白土地区相談会 <ul style="list-style-type: none"> ■ 毎月第3木曜日 10:00~12:00 グループ相談会 場所 廿日市総合健康福祉センター あいプラザ 	<p>家庭生活での対応と工夫</p> <p>復学・復職・就労について</p> <p>障害年金について</p> <p>交通事故示談</p>
東広島地区家族相談会 <ul style="list-style-type: none"> ■ 毎月第1火曜日 13:30~15:30 グループ相談会 場所 広島県立リハビリセンター2F 高次脳機能センター 	
呉地区相談会 <ul style="list-style-type: none"> ■ 毎月第4木曜日 14:00~16:00 グループ相談会 場所 呉市つばき会館 	
備後地区相談会 <ul style="list-style-type: none"> ■ 毎月第2金曜日 10:00~12:00 グループ相談会 場所 三原市総合福祉センター サン・シアラ3階 	



脳外傷(交通事故、スポーツ事故など)や脳血管障害(脳梗塞、脳出血など)の後、

新しいことを覚えられなくなった	気が散りやすく、不注意になった	同じミスを繰り返す
言わないと何もしない、言うとながめる	無制限にお金を使うようになった	いつもイライラして、キレやすくなった

普通に見えるけど、何か違うよね…

お問い合わせ・ご予約は

アストムライオン5階下車5分(徒歩約5分)の地下
高次脳機能障害サポートネットひろしま
クラブハウス・シェイキングハンズ

NPO法人(特許非営利活動法人)
高次脳機能障害サポートネットひろしま
〒731-0154 広島市安佐南区上安庄2丁目30-15
ペルメガーデン(内)上(スター・ホテル2F)
TEL (082) 847-0031
FAX (082) 847-0022
E-mail ko-jiret@aicos.com.jp
http://www.koujinnou-net.com/

全国の友と連携しながら高次脳機能障害者が安心して暮らせる社会づくりを目的に活動しております。ご賛同いただける方は、当事者家族会員、または賛助会員としてご協力をお願いします。	高次脳機能障害者サポートネットひろしま
当事者家族会員 年会費 10 3,000円 賛助会員 年会費 10 3,000円 団体賛助会員 年会費 10 10,000円	郵便振込 加入者名高次脳機能障害サポートネットひろしま 口座番号 01360-7-96297

それって、高次脳機能障害 かもしれません

NPO法人(特許非営利活動法人)
高次脳機能障害サポートネットひろしま
クラブハウス・シェイキングハンズ
高次脳機能障害者家族会 シェイキングハンズ

高次脳機能障害とは、身近に起こる目に見えない障害です。

高次脳機能障害とは、年齢・性別に関係なく、誰の身にも起こり得る障害です。
病気や事故などが原因で脳に損傷を受け、
日常的なことをすぐに忘れてしまう、怒りっぽくなる、集中できない、感情をコントロールできない、
などの症状が出ます。

見た目には完治しているように見えても、「今までと何かが違う」……。
外見上は分かりにくいため、なかなか社会や周囲の理解を得られず、
ご本人や家族は戸惑いながら不安な生活を強いられています。

高次脳機能障害者が抱えている問題

自覚の障害 ●自分の障害に気が付かない これくらい簡単だよ! これだけ? しかもこんなくらい	感情の障害 ●すぐ怒る ●思い出せない ●怒る 邪魔だ! バカだ! 何?	記憶の障害 ●覚えられない ●思い出せない ●怒る バカだ! 何?
行動計画の障害 ●何からどうしていいかわからない ●状況に合わせられない えー? どのくらいいいの? 自由時間なので、あとは自分でしていいですよ	言語の障害 ●言葉で表現できない ●読めない ●書けない ? こちらに入るときの券切に記入してください	こだわり ●自分を通す ●変えられない 何?
注意の障害 ●気が散らない ●気が散りやすい ●切替えられない ●集中できない うるさい! 仕事にならない!	脳が疲れやすい ●少し何かしただけで、ボーンとしたリライラする	金銭管理ができない ●手元のお金は全部使ってしまう ●すぐに買う まだお金が出てくる! 買っていいんだ。

高次脳機能障害者のための就労支援施設

障害福祉サービス事業所 **クラブハウス・シェイキングハンズ**
「働きたい」という強い気持ちを実現に向けてサポートします

就労移行支援 チャレンジ

自分の障害と向き合い、就労に向けての準備をする場

- 生活リズムを整える…基本的な生活リズムやマナー、人のコミュニケーションを習得します。
- 軽作業や脳トレ・グループワーク…記憶や注意障害の気づきと対処に取り組みます。
- 自分の障害と向き合い、自分に合った働き方を考える…同じ障害を持つ人との交流を通じ、障害への気づきや理解を深めます。

月～金曜日 10:00～15:00(定員:10名、期間:2年) ※月・水曜日は午前のみ

就労継続支援B型 ワークステージ

自分のペースで就職活動に取り組む場

- 自分に合ったペースで「働く」をめざす…利用期間の制限がありませんので、自分のペースで就職を目指すことができます。
- 作業に取り組み、自分に合った働き方を探る…障害の特性は人によって様々です。いろいろな作業に取り組み、自分に合った仕事を見つけていきます。
- ひとりひとりの状況に合わせたサポート…作業、グループワーク、履歴書作成、企業見学、実習など個人の状況に合わせていきます。

月～金曜日 10:00～15:00(定員:10名)

就職した後もスタッフが職場を訪問しています。卒業後も相談を受け付けています。
自宅での様子を伺いながらご家族と一緒に支援していきます。

■利用対象者

- ・「働きたい」高次脳機能障害の方、失職の方
- ・公共交通機関を利用して自分で通所できる方
- ・仕事に向けて生活リズムを整えたい方
- ・仲間と出会い、仕事に必要なコミュニケーションを身につけたい方
- ・働きたいけれど、どんな仕事をしているかわからない方

見学・体験利用のお問い合わせはお気軽にどうぞ
NPO法人 高次脳機能障害サポートネットひろしま
クラブハウス・シェイキングハンズ TEL 082-847-0031
☆ 当事業所は、高次脳機能障害者に特化した支援を行っています。

【高次脳機能障害サポートネットひろしま提供資料2】



令和3年度

NPO 法人高次脳機能障害サポートネットひろしま 当事者家族支援事業

～家族の交流と学習の場～

高次脳機能障害についての相談会

家族同士の交流や学習の場を設け、4か所で開催しています。座談会形式の気軽な集まりのなかで、障害のとらえ方をはじめ、家庭生活における対応の仕方や工夫を学ぶ場になっています。この場に参加することで、高次脳機能障害者のサポーターとして家族が重要な役割を果たすことや、家族が高次脳機能障害を理解していくことの大切さを知ることができると思います。障害年金申請の書類の書き方、交通事故の補償についてなど、内容によっては専門家を交えた個別相談も実施しています。支援者の方もぜひご参加ください。

広島市相談会（広島市高次脳機能障害者支援事業）

場所：広島市中区地域福祉センター（広島市中区大手町4丁目1-1 大手町平和ビル5F）

日時：毎月第2火曜日 10時～12時（グループ相談会）

個別相談 14時～16時（要予約）

4/13 5/11 6/8 7/13 8/10 9/14 10/12 11/9 12/14 1/11 2/8 3/8

当事者家族のほか、言語聴覚士・弁護士・法律事務所助手等がスタッフとして加わります。

※ 13時～15時は家族の交流会も行っています



東広島相談・交流会

場所：広島県立障害者リハビリテーションセンター内（東広島市西条町田口295-3）

日時：毎月第1火曜日 13時30分～15時30分

4/6 6/1 7/6 8/3 9/7 10/5 11/2 12/7 2/1 3/1（5/4・1/4は祝日のためお休みです）

弁護士・法律事務所助手、高次脳機能センターの医師・コーディネーターも参加いただいています。

備後相談・交流会

場所：三原市総合保健福祉センター サン・シープラザ内（三原市城町1丁目2-1）

日時：毎月第2金曜日 10時～12時

4/9 5/14 6/11 7/9 8/13 9/10 10/8 11/12 12/10 1/14 2/18 3/11（赤字変更）

弁護士・法律事務所助手も参加します。

廿日市相談・交流会

場所：廿日市市総合健康福祉センターあいプラザ内（廿日市市新宮1丁目13-1）

日時：毎月第3木曜日 10時～12時

4/15 5/20 6/17 7/15 8/19 9/16 10/21 11/18 12/16 1/20 2/17 3/17

弁護士・法律事務所助手も参加します。

【お問い合わせ】 NPO 法人高次脳機能障害サポートネットひろしま
〒731-0154 広島市安佐南区上安2丁目30-15 ベルテガーデン内 電話 082-847-0031 FAX082-847-0032
E-mail ko-jinet@aioros.ocn.ne.jp ｶｰﾄﾞ ｸﾞ ﾏ ﾞ <http://koujinou-net.com/> 受付時間 10:00～16:00（月～金）

【広島県民生委員児童委員協議会提供資料】

令和2年度 地域共生社会フォーラム
～ 地域共生社会の実現に向けて、私たちができること ～
開催要綱

1. 趣旨 新型コロナウイルス感染症により、地域の支え合い活動の自需が急激なくされてい
る中でも、創意工夫による予防策を講じた活動が行われるなど、人と社会がつつながり、
助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会を創っていく「地域共生社会」
の実現に向けた取り組みがすすまれています。
本フォーラムは、地域共生社会の実現を図るための改正社会福祉法の理解を深める
とともに、民生委員児童委員、ボランティア活動者、福祉活動実践者、及び社会福祉
協議会等の多様な主体による地域支援活動の実践事例を通して、その実現に向けた機
運を高めることを目的とします。
2. 主催 広島県、(社) 広島県社会福祉協議会 (広島県地域支え合いセンター、広島県ボランティアセンター)
3. 共催 広島県民生委員児童委員協議会
4. 日時 令和2年9月14日(月) 13:00～16:30 ※受付12:00～
5. 会場 広島県文化センター 多目的ホール ※「会場案内図」参照
(広島市中区大手町1丁目5-3) TEL.082-245-2311
6. 対象 (1) 福祉・保健・地域福祉活動支援等の関係者
・ 市町地域支え合いセンター
・ 市町行政 (地域共生社会所管課など)
・ 地域包括支援センター
(2) 民生委員児童委員
(3) 市町社会福祉協議会の関係者
・ 地域福祉担当職員、生活支援コーディネーター
・ 本フォーラムに興味、関心のある役職員
(4) ボランティア組織、団体、NPO法人の関係者
7. 定員 260人
(定員に達した場合は、参加申込をお断りする場合があります)
8. 日程 12:00 13:00:10 13:30 14:40:50 16:30

受付	開 会	行政説明	基調講演	休 憩	報告・ パネルディスカッション	閉 会
----	-----	------	------	-----	--------------------	-----

9. 内容

時 間	内 容
13:00～13:10 (10分)	■ 開会
13:10～13:30 (20分)	■ 行政説明 「地域共生社会の実現に向けた広島県の取り組み」 ～ 広島県地域福祉支援計画がめざすこと ～ 説明者：広島県健康福祉局地域共生社会推進課 課長 田所 一三
13:30～14:40 (70分)	■ 基調講演 「地域共生社会の実現に向けた多様な主体の協働」 講師：日本福祉大学 副学長 原田 正樹
14:40～14:50 (10分)	■ 休憩
14:50～16:30 (100分)	■ 報告・パネルディスカッション 「地域共生社会の実現に向けて、今、必要なこと」 ○パネリスト 公益社団法人広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会「役立ち隊」 庄原市社会福祉協議会地域共生推進課 主任 鹿川 晴美 廿日市市大野第八区 区長 横田 光男 (大野西地区民生委員児童委員協議会副会長) ○助言者 日本福祉大学 副学長 原田 正樹 ○コーディネーター 広島県社会福祉協議会 広島県地域支え合いセンター 専門相談員 井岡 仁志

10. 参加申込 (1) 参加費：無料
(2) 期 限：令和2年9月4日(金)
(3) 方 法：別紙参加申込書により、メール、FAXで申し込んでください。
11. 新型コロナウイルス感染症拡大状況による延期、中止
感染症拡大状況の推移等により、急遽開催を延期又は中止させていただくことがありますの
でご理解、ご協力をお願いします。
延期又は中止の場合は、原則として、参加申込者個別に連絡をしますが、本会のホームペ
ージにも掲載いたしますのでご確認ください。

- 1.2. その他 (1) 要約筆記及び手話通訳を用意していますが、受講の際、配慮等が必要な場合は、参加申込書の備考欄にその旨を記入してください。その際には、本会から確認の連絡をすることがあります。なお、申込締切期日以降の要望には対応できない場合があります。
- (2) 会場に駐車場はありません。できるだけ公共交通機関でお越しください。
- (3) 参加申込書に記載された個人情報等は、運営管理の目的のみに使用します。
- (4) このフォーラムは「令和2年度地域支え合いセンター第3回課題別研修」
「令和2年度地域共同ケア推進セミナー」、「令和2年度地域でのくらしを応援する多者協働の場づくり支援フォーラム」を兼ねます。

1.3. 申込み・問合せ先
 (社福) 広島県社会福祉協議会
 広島県地域支え合いセンター (担当：松井(美)・河内)
 地域福祉課 (担当：武田・花本)
 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2
 電話：082-236-7665 FAX：082-256-2228
 E-mail：sasaei@hiroshima-fukushi.net

- 1.4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためお願い
- (1) 参加者の皆様
- ・自宅ですべて体温測定を行い、発熱(37.5℃以上)がないことを確認し参加してください。体温測定未実施の場合は、研修前に検温をお願いします。
 - ・会場入室前の手洗いと、入室後の手指消毒をその都度お願いします。研修会場のアルコール消毒液を利用してください。
 - ・マスクの着用をお願いします。
- (2) 県社協事務局の対策と準備
- ・参加者用マスクの準備、手指用アルコール消毒液の設置、体温計の準備
 - ・研修会場設置の配慮、事務局職員のマスク着用



参考資料1 広島県あいサポート企業・団体表彰について



令和2年度 広島県あいサポート運動企業・団体表彰について

〔令和2年10月19日
障害者支援課〕

1 趣旨

平成23年10月から取り組んでいる「あいサポート運動」が、各地域において実践され、全県に広がるよう、他の模範となる先導的な福祉・地域活動を行っている「あいサポート運動企業・団体」を表彰する。

2 表彰式の日程等

あいサポートアート展の入賞作品表彰式に併せて、知事表彰状を授与して行う。

○日時：令和2年10月27日（火） 13時～13時40分

○場所：広島県立美術館 地下1階講堂

3 表彰企業・団体一覧

企業・団体名	業務の内容	取組開始	取組内容
神辺理容院 (福山市神辺町湯野52-38)	理容業	平成27年	○身体の不自由な方、高齢者の方への出張散髪
広島市口田地区民生委員 児童委員協議会 (広島市安佐北区口田三丁目48-4)	民生委員・児童委員	平成27年	○視覚障害者の集い「歩みの会」との共同研修会の開催 ○地域全体での防災への取り組み ○障害者への理解を深める研修の実施
NPO法人 安芸七軒茶屋 広島が好きじゃけん組 (広島市安佐南区緑井七丁目2-5)	地域の活性化と地元コミュニティの構築	平成30年	○一年一善チャリティイベントの開催

4 参考

「あいサポート企業・団体」認定数：790企業・団体（令和2年9月末現在）

あいサポート企業・団体通信 創刊号

2020.11.2

ごあいさつ
この度、あいサポート企業・団体の皆様と少しでも情報を共有できる場にできれば...との思いから「あいサポート企業・団体通信」発行の運びとなりました。皆様と共により良いものにして参りたいと思っておりますので、末長くご愛顧くださいますようお願いいたします。

トピックス

令和2年度あいサポート企業・団体を表彰しました！

去る、令和2年10月27日（火）に、広島県立芸術館地下1階禮堂において、表彰式を行い、他の模範となる先進的な取組により、顕著な功績が認められた3団体に対し、田邊副知事から表彰状を贈呈しました。この度の表彰を契機として、「あいサポート運動」が県民運動として、ますます推進されるよう、受賞された企業・団体の皆様には、今後とも御理解と御支援・御協力を願います。

賞状を贈呈する際、あいサポート企業・団体における顕著な取組について、表彰状を贈呈する際、参考となる取組がありましたら、ぜひ、ご紹介ください。よろしくお願いたします。

- 表彰団体（敬称略）
- ・広島市口田地区民生委員児童委員協議会
 - ・NPO法人 安芸七軒茶屋
 - ・神辺理容院
- 広島が好きなじゃけん組



障害のある方が創作された芸術作品の展示会

あいサポートアート展を開催しています！



（金賞）原 圭子「秋」

より多くの県民が、障害のある方が創作された芸術作品を鑑賞できるよう、入賞作品等10点を県内15市町において巡回展示します。（令和2年11月4日～）
ぜひ、ご来場ください。

【広島県ホームページ】
トップページ > 組織 > 福祉福祉局 > 障害者支援課 > 「あいサポートアート展入賞作品等の巡回展示について」

※ご来場の際は、新型コロナウイルス等感染拡大対策に御協力ください。

～あいサポート企業・団体の優良事例の共有や情報交換を目的に発行しています～

あいサポート企業・団体通信

不定期発行 No.2

令和2年12月25日号
広島県障害者支援課

「2020 セルプフェア」を開催しました！

トピックス



障害のある方が作ったお菓子や雑貨などを販売する「セルプフェア」が、県内24の事業所の参加により、12月2日（水）から8日（火）まで、ひろしま夢プラザで行われました。

事業所の製品や事業所の活動などを県民の皆様幅広く知っていただくことと、販売機会を通して障害のある方の自立を支えるため、広島県就労支援センターと広島市就労支援センターの共催により毎年開催されています。

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、開催するかどうか悩ましい状況でしたが、各事業所においては、さまざまなイベントが中止となり、販売機会の大幅な減少とともに、働く障害のある方への影響が生じていることから、感染防止対策を徹底することにより開催することとし、主催者を中心に、参加事業所、協賛各社様の御協力により開催に至りました。



期間中は、多くの方に製品を手にとらせていただきました。今年初めての販売機会となった障害者事業所もあり、貴重な機会となりました。

★障害者週間について

12月3日から9日までの7日間は、内閣府が定めた「障害者週間」です。国民の間に広く障害者基本法の基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するための取組が県内で行われます。

あいサポート運動
出初式参加申込み



募集 中

県民企業・団体における
障害者取組の紹介事例
など、広く御紹介内容を
いただいた内容等を掲載
してください。

あいサポーター、あいサポート企業・団体の状況

令和2年11月末現在



- ★あいサポーター人数：240,731
- ★あいサポート企業・団体数：790

障害に対する知識と理解を深め合理的配慮の輪を広げていきましょう。



～あいサポート企業・団体の優良事例の共有や情報交換を目的に発行しています～

あいサポート企業・団体通信

No.4

不定期発行

令和3年2月19日号
広島県障害者支援課

取組紹介

広島アルミウム工業株式会社様より情報提供いただきました。

主催されたイベント

弊社では、障がいのある方に安心して働き、活躍して頂くための支援を行う専門の課があり、定期面談、駐車場の配慮、耳の不自由な人へタブレットの貸し出しなど**合理的配慮の推進**を行っています。

社員と障がい者がいっしょに、障害への理解を深めてもらうため、広島県立広島北特別支援学校の生徒さんによるパンの販売を行いました。生徒さんは笑顔でデキパンと接客されていて、パンも大変美味しく、販売開始からわずか10分で売り切れるほどの大盛況ぶりでした。

出前講座

知的障害、発達障害の子マで「思っていることを上手く伝えられない」「手先がうまく使えない」難しさを体験学習し、障がい者の思いが少しは理解できたように思います。人それぞれできることやできない事がありますが「お互いさま」の心で接していこうと思えました。今後「あいサポーター研修(出前講座)」を通じて障害のある方への理解と接し方を社内に広めていきます。(担当：福井様)

参加無料

令和2年度 広島県発達障害啓発セミナー(オンライン)

発達障害女子を支える

～発達障害×女性の課題を理解し支援する～

講師 川上ちひろ氏
群馬大学障害者教育開発センターセンター長
兼任講師

2021年3月7日(日)
13時～16時(開講 12時30分)
オンライン(Zoom)開催

どなたでもご参加いただけます

【申込み方法】
下記アドレスへ申込みをダウンロードし、折り返し、申込用ページの入札、を返信します。

メール: keihatsu2020@gmail.com
締切: 2021年2月28日(日)20時(先着100名)

※専用ページのみの受付となります。
受講者には、開会の数日前に参加用URLをメールでご案内します。

出前講座申込



取組紹介募集

貴企業・団体における合理的配慮事例や取組みなどを「あいサポート」で紹介してください。

通信でこんにちは!

あいサポーターの目録で感じたこと、エピソードなどぜひ御紹介ください。



～あいサポート企業・団体の優良事例の共有や情報交換を目的に発行しています～

あいサポート企業・団体通信

No.3

不定期発行

令和3年1月25日号
広島県障害者支援課

取組紹介

広島電機株式会社様より、情報提供いただきました!

広島電機株式会社では、昨秋、広島市西区にあるKOI PLACEで「あいサポートフェア」を開催しました。KOI PLACE敷地内にある施設(コイハウス)のテラスにて、障害のある方ご本人から、自身の障害特性についてお話し頂き、その中で、「困っている様子を見かけた時には、ぜひ声をかけてほしい。どんな人にもやさしい、あたたかい社会であるために地域のみならず「あいサポーター」になっていただきたい。」と、呼びかけをおこないました。

また、芝生広場では、ほしよん(盲導犬、介助犬・聴導犬)ひろばや手話ひろばを設けて、行きかう人々には障害のある方や、困っている方を見かけた時の声かけや配慮、理解を求めました。

通信でこんにちは!

みなさまこんにちは。
広島電機株式会社研修課の佐古と申します。今年、あいサポーター企業の皆様のお力も借りて、あいサポーターの孤舟に向けて、取組を継続していきたいと思えます。「ひろしま」の街に、と笑顔の輪が広がりますように、私たちが盛り上げていきましょう!!

「おやつBox」ほかご注文承ります!

「おやつBOX」(6～7種類の菓子が入って1箱1,000円)の注文販売を行っています。その他アラカルト注文・大量注文も承っておりますのでご利用ください!

写真は一例です

定期的に開催予定とまでお話ししたいなどして頂きます!届いた瞬間を通じて、障害のある「働く」を応援しようとお願ひします。

【お問合せ】ふれ家プラザ(082-546-3146)

出前講座

申込は↓



募集しています!

貴企業・団体に对ける優良取組事例や事例など、広く情報共有を促したい内容を寄附してください。お待ちしております。

通信でこんにちは!

あいサポーターの目録で感じたこと、エピソードなどぜひ御紹介ください。

その他の参考資料及び情報提供事項一覧

【参考資料】

- ・「広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」について
- ・広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例及び同施行規則
- ・障害者差別解消の推進に関する地方公共団体への調査結果
- ・障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見（案）
- ・障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見の概要
- ・障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

【情報提供】

- ・駅無人化が障害者差別解消法に違反するとして JR 九州に対し提訴された訴訟
- ・障害福祉サービス等事業者向け高次脳機能障害支援マニュアル
- ・2020 ひろしまヒューマンフェスタ

令和2年度広島県障害者自立支援協議会 障害者差別解消支援地域協議会 委員名簿

区分	No	所 属	氏 名
学識経験者	1	広島大学大学院 人間社会科学研究科 教授	横藤田 誠
障害当事者 団体	2	広島県身体障害者団体連合会 会長	村井 憲治
	3	広島県手をつなぐ育成会 会長	金子 麻由美
	4	広島県精神保健福祉家族会連合会 代表理事	岡本 智恵子
	5	広島県視覚障害者団体連合会 会長	橘高 則行
	6	広島難病団体連絡協議会 会長	後藤 淳子
	7	広島自閉症協会 理事長	小野塚 剛
	8	高次脳機能障害サポートネットひろしま 理事長	濱田 小夜子
	9	広島聴覚障害者協会 代表理事	蔵本 則彦
教育	10	広島県特別支援学校長会 会長	重岡 伸治
	11	広島県特別支援学校PTA協議会 会長	山方 友栄
福祉等	12	広島県社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	衣笠 正純
	13	広島県民生委員児童委員協議会 副会長	古江 由紀枝
	14	広島県身体障害者施設協議会 副会長	小谷 貴弘
	15	広島県知的障害者福祉協会 副会長	井上 一成
	16	広島障害者職業センター 所長	高杉 勲
保健・医療	17	広島県医師会 常任理事	大田 敏之
	18	広島県歯科医師会 理事	新谷 宏規
	19	広島県看護協会 副会長	松田 尚美
	20	広島県精神科病院協会 議長	長尾 正嗣
事業者	21	広島県商工会議所連合会 事務局長	伊木 剛二
	22	広島県商工会連合会 専務理事	石井 正朗
	23	広島県経営者協会 専務理事	中野 博之
	24	広島県生活衛生営業指導センター 専務理事	荒川 勇
	25	広島県宅地建物取引業協会 専務理事	石原 壽之
	26	全日本不動産協会広島県本部 本部長	伊折 一夫
	27	広島県バス協会 専務理事	赤木 康秀
法曹等	28	広島弁護士会 弁護士	菊永 将浩
	29	広島司法書士会 会員	石樵 美子
国行政機関	30	広島法務局 人権擁護部 第二課長	若槻 靖夫
	31	広島労働局 職業安定部 職業対策課長	三島 浩徳
	32	中国運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課長	梅田 修一
県行政機関	33	広島県 環境県民局 消費生活課長	佐伯 美香
	34	広島県 健康福祉局 健康対策課長	西丸 幸治
	35	広島県 健康福祉局 障害者支援課長	岩崎 和浩
	36	広島県 商工労働局 雇用労働政策課長	有馬 由美
	37	広島県 教育委員会管理部 総務課長	江原 透
	38	広島県 教育委員会学びの革新推進部 特別支援教育課長	三浦 直宏
	39	広島県 警察本部警務部 警務課長	瀬良 芳紀